

平成27年 5月 27日

三重県議会議長 中村 進一 様

氏 名 北川 裕之



平成27年度政務活動費に係る収支報告について

三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第3項）の規定により、
別紙のとおり平成27年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成27年度 政務活動費収支報告書

氏名 北川 裕之

1 区 分 議員分
 2 報告対象期間 平成27年4月1日 ~ 平成27年4月29日
 3 収 入 政務活動費 180,000円
 4 支 出

経 費	支 出 額	内 訳		備 考
		支出科目	支 出 額	
調査研究費	20,700円	旅費	20,700円	
		需用費	0円	
		委託料	0円	
		負担金	0円	
		その他	0円	
研修費	0円	旅費	0円	
		報償費	0円	
		需用費	0円	
		使用料	0円	
		負担金	0円	
広聴広報費	0円	その他	0円	
		旅費	0円	
		需用費	0円	
		通信運搬費	0円	
要請陳情等活動費	0円	その他	0円	
		旅費	0円	
		需用費	0円	
会議費	0円	その他	0円	
		旅費	0円	
		需用費	0円	
		使用料	0円	
		負担金	0円	
資料作成費	0円	その他	0円	
		需用費	0円	
		手数料	0円	
資料購入費	8,943円	図書購入費	0円	
		その他資料購入費	8,943円	
事務所費	36,000円	賃借料	36,000円	
		管理運営費	0円	
		その他	0円	
事務費	3,518円	需用費	0円	
		通信運搬費	3,518円	
		その他	0円	
人件費	50,000円	人件費	50,000円	
合 計	119,161円			

5 残 余 60,839円

20200002

平成27年度政務活動の実施概要報告書

議員名 北川 裕之

政務活動の主な内容、成果等
1. まちづくりの拠点施設を調査するとともに、名張市が進める地域内分権、まちづくり協議会の活動状況を調査し、地方創生を進めるうえでの課題を抽出した。 2. 昨年、名張市内にあらたに設置された福祉センターの出先機関の活動状況を調査し、地域福祉向上のための課題を研究した。 3. 閉校となった学校跡地を活用し完成した名張市郷土資料館を調査し、空き家再生事業の在り方や、郷土資料の保存施策等を研究した。 4. 伊賀地域の雇用情勢について、組合役員から情報を得るとともに、労働法制改正問題について意見交換を行った。 5. 地域の伝統芸能を保存するために立ち上げられた市民活動団体の役員と意見交換を行い、地域文化振興のための施策、課題について調査した。

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者氏名	三重県議会議員 北川 裕之 			
用務	まちづくり推進施策調査			
日程	平成27年4月5日 ～ 平成27年4月5日			
行き先	名張市(梅が丘コミュニティプラザ)			
金額	3,390円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,390円
	自家用車使用1	4/5-4/5	(30円/km × 13km)	390円
	政務雑費1	4/5-4/5	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者名	三重県議会議員 北川 裕之 			
用務	地域福祉向上施策調査			
日程	平成27年4月12日 ～ 平成27年4月12日			
行き先	名張市（イオン内福祉センター）			
金額	3,240円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,240円
	自家用車使用1	4/12-4/12	(30円/km × 8km)	240円
	政務雑費1	4/12-4/12	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

20200005

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者 氏名	三重県議会議員 北川 裕之 			
用務	ITC利活用施策調査			
日程	平成27年4月14日 ～ 平成27年4月14日			
行き先	名張市(アドバンスコープ)			
金額	3,210円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,210円
	自家用車使用1	4/14-4/14	(30円/km × 7km)	210円
	政務雑費1	4/14-4/14	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

旅費等支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：調査研究費)

旅行者 氏名	三重県議会議員 北川 裕之 (35)			
用務	郷土民俗資料保存施策調査			
日程	平成27年4月22日 ~ 平成27年4月22日			
行き先	名張市(名張市郷土資料館)			
金額	3,390円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,390円
	自家用車使用1	4/22-4/22	(30円/km × 13km)	390円
	政務雑費1	4/22-4/22	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

旅費等支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：調査研究費)

旅行者名	三重県議会議員 北川 裕之 			
用務	雇用問題に係る組合役員との意見交換			
日程	平成27年4月25日 ~ 平成27年4月25日			
行き先	伊賀市(ゆめドーム)			
金額	4,290円			
支出内訳	1 旅費			合計 4,290円
	自家用車使用1	4/25-4/25	(30円/km × 43km)	1,290円
	政務雑費1	4/25-4/25	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

旅費等支出計算書

（区分：議員分）（経費区分：調査研究費）

旅行者名	三重県議会議員 北川 裕之 (印)			
用務	地域文化振興施策調査			
日程	平成27年4月27日 ~ 平成27年4月27日			
行き先	名張市(青蓮寺レークホテル)			
金額	3,180円			
支出内訳	1 旅費			合計 3,180円
	自家用車使用1	4/27-4/27	(30円/km × 6km)	180円
	政務雑費1	4/27-4/27	(3,000円/日 × 1日)	3,000円
備考				

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 北川 裕之
支払年月日	平成27年4月15日
金額	2,442円
支払先	株式会社伊和新聞社
支出内容	伊和新聞
備考	

新聞領収書

1473

平成 27年 4月 15日

ビル2 518-0702

住所 名張市鴻之台2-58-2 トレンドビル2

61-0775

氏名 北川 裕之

様

但し2015年 1月から2015年 3月分購読料

¥2,442

上記金額領収いたしました



株式
会社

伊和新聞

三重県名張市上八町1482 電話 059-2355



20200010

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 北川 裕之
支払年月日	平成27年4月27日
金額	2,921円
支払先	産経新聞名張専売所
支出内容	伊勢新聞
備考	



産経新聞

領収証

オフィス キタガワ 様 4/27 集金

2015年 4月分

(307) 49.00集金

お問合せNo. 6175

トレンドビル2F

銘柄	部数	金額	備考
伊勢新聞	1	2,921	

合計金額
2,921 _円

毎度ご購入、まことに有難うございます。
※金額には消費税が含まれています。

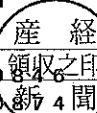
産経新聞 名張専売所

名張市東町1911-4

TEL 0120-63-0846

FAX 0595-63-0874

(証券No. 58-2015/04/22 12:01:46)



20200011

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 北川 裕之
支払年月日	平成27年4月28日
金額	823円
支払先	日本共産党中部地区委員会
支出内容	しんぶん赤旗
備考	

北川 裕之 様		日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書
新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	823
		823 円
		2015 年 3 月分
上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございます。 日本共産党中部地区委員会 〒514-0016 三重県津市乙部69-1 TEL 059-225-0338		
領収日	8/28	扱者

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 北川 裕之
支払年月日	平成27年4月28日
金額	823円
支払先	日本共産党中部地区委員会
支出内容	しんぶん赤旗
備考	

北川 裕之 様		領収書
新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	823
		823 円
		2015 年 4 月分
上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございます。 日本共産党中部地区委員会 〒514-0016 三重県津市乙部6-9-1 TEL 059-225-0338		
領収日	4/28	投者

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職氏名	三重県議会議員 北川 裕之
支払年月日	平成27年4月29日
金額	1,934円
支払先	早川保之
支出内容	聖教新聞
備考	

新聞購読料 領収証

北川 裕之 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2015 年 4 月分

領収日 4 月 29 日

領収金額 ￥1,934 ☆

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

販売店 早川 保之
住 所 名張市桔梗が丘5番町9街区120番
TEL 0595-42-8824 FAX 0595-42-8864

お申込No. 24032-27551(1267)



20200014

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職氏名	三重県議会議員 北川 裕之
支払年月日	平成27年4月21日
金額	36,000円(72,000×按分率1/2)
支払先	有限会社トレンド
支出内容	事務所賃借料
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
現金振込予約	760	27-04-20
お取引銀行	お取引店	口座番号
	****	*****
お取引	1万円(後) 5千円(後) 千円(後)	硬貨円
現金内訳	008 000 002	¥0
お取扱時分	お取引金額	手数料
16:27	¥72,000	¥324
残高		おつり
		¥9,676

銀行使用欄 (印紙税納付済)
0677 お振込日27年 4月21日

ご案内またはお振込内容
 南都銀行 H27年4月分
 名張支店 テナント代
 普通88024
 1)トレンド サマ
 キタカワ ヒロユキ サマ

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

北川 裕之 様

消費税法改正に伴う賃料改訂分の請求について

拝啓 春暖の候、益々ご清祥のことと存じます。

平素は格別のご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に引上げられましたことに伴い、
トレンドビル4号室の月額賃料を以下の通りに変更させていただきます。

平成26年3月分までの月額賃料 70,000円(内消費税等 3,333円)の処を

平成26年4月分の賃料から 72,000円(内消費税等 5,333円)といたします。

よって、平成26年3月31日迄にお振込みいただきます4月分賃料から上記金額で
ご請求申し上げます。

勝手を申し上げますが、何卒ご理解を賜りましてお支払の程、よろしくお願い申し
上げます。

敬具

平成 26年 3月 20日

三重県名張市赤田町柏原60番地

有限会社 ト レ ン ド

代表取締役 井上 寛 司



貸 貸 借 契 約 書

〈貸主〉

有限会社 トレンド

〈借主〉

北 川 裕 之

賃貸借契約書

貸主 有限会社 トレンド（以下 甲という）と、借主 北川 裕之（以下 乙という）とは、下記の通り賃貸借契約を締結する。

第 1 条 （賃貸借物件の表示）

甲は、乙に対し、下記物件（以下「本物件」という）を賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

物件の表示

- ・所在地 名張市鴻之台 2 番町 5 8 - 2
- ・名称 トレンドビル 4 号室
- ・面積 33.06㎡

第 2 条 （賃貸借物件の使用目的）

乙は、本物件を事務所としてのみに使用し、その他の目的に使用しないものとする。但し、乙は、使用目的の変更が生じた場合は、その変更内容を甲に通知し甲に承諾を得ることにより、使用目的の変更をすることができる。

第 3 条 （賃貸借期間）

1. 賃貸借期間は、平成 15 年 4 月 16 日より 5 年間とする。
2. 期間満了の 6 ヶ月前までに甲または、乙がその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、賃貸借期間は、更に 2 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第 4 条 （賃 料）

1. 賃料は、月額金 70,000 円（税込）とする。但し、始期においては 1 ヶ月に満たない月の賃料は、日割り計算とする。
2. 賃料の支払時期、支払方法は次の通りとする。
 - (1) 支払時期・・・・・・毎月月末までに翌月分を支払う。
 - (2) 支払方法・・・・・・甲宛下記口座に振込ものとする。
 - ・南都銀行 名張支店
 - ・普通預金 NO.88024
 - ・有限会社 トレンド

第 5 条 （共益費）

本物件の共益費は、次に掲げる費用として充当する。なお、本物件の共益費は、賃料に含まれるものとする。

- ・浄化槽、配水管等の清掃維持管理、破損時の復旧に要する費用。
- ・共用外灯の電球の取り替えに要する費用。
- ・共用外灯、浄化槽の電気代その他の運営に要する費用。

第 6 条 （保証金）

本物件に対する保証金は金 350,000 円也とし、乙は賃貸借契約時に甲に預託する。退去時の敷引を 20% とする。なお、保証金には利息をふさない。

第 7 条 （乙の付加物）

乙は、乙が付加設置した内装・設備等は、乙の所有とする賃貸借期間の満了等による明渡しの際、乙は甲に買取の請求をしないものとする。

第 8 条 (善管義務及び損害賠償)

1. 乙は、本物件を賃借するにあたり、善良なる管理者の注意をもって使用する。
2. 乙または乙の関係者は、本物件に故意または過失により損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

第 9 条 (負担の帰属)

本物件の公租公課は甲の負担とし、電気・ガス・水道の使用料金、衛生費及び小修繕その他日常使用に伴い生ずる維持管理費用は、全て乙の負担とする。

第 10 条 (補修工事等)

乙は、甲の承諾の上、本物件の造作、模様替等の工事を行えるものとする。

第 11 条 (転貸譲渡等の禁止)

乙は、本契約期間内において、理由の如何を問わず次に掲げる行為を禁止する。

1. 本物件の使用変更を行うこと。(本契約書第 2 条の場合は除く)
2. 本物件を第三者に転貸・共同使用その他これに準ずる行為を含む) すること。
3. 名義の如何を問わず、本物件を事実上第三者の使用に供すること。
4. 甲に損害を及ぼす一切の行為。

第 12 条 (契約の消滅)

天災地変その他甲乙双方の責に帰すことができない事由により本物件の全部または大部分を使用することが出来なくなったときは、本契約は消滅するものとする。但し、使用可能となったときは、本契約と同一条件をもって甲は他に優先して乙に賃貸するものとする。

第 13 条 (賃貸借契約の解除等)

1. 賃貸借期間中に本契約を解除しようとするときは、甲または乙は 6 ヶ月前までに相手方に対し、その申出をしなければならない。但し、乙は申出後 6 ヶ月間の賃料を支払って本契約を解除することができる。
2. 乙が次の各号の一つに該当するときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。
 - (1) 賃料の支払を 1 ヶ月分以上滞納したとき。
 - (2) 本契約の各条項に違反したとき。
 - (3) 本物件に暴力団関係者またはそれと思われる者の出入りが確認されたとき。

第 14 条 (立ち入り)

甲は、本物件内の管理上又は修繕上等必要な場合においては、乙の承諾を得た上で本物件に立ち入ることができる。但し、緊急を要する場合等、やむを得ない事由が生じた場合においては、乙の承諾を得ることなく本物件内に立ち入り、必要な処置を行うことができる物年、必ず事後に乙に対し通知を行う。

第 15 条 (原状回復)

本契約が期間満了により終了したときは、乙は本物件を次の定めにより速やかに甲に明渡しするものとする。

1. 乙の所有に係る造作設備・機械設備・その他の物品は、乙の費用をもって撤去する。
2. 本物件に残存物がある場合は、乙はその所有権を放棄したものとみなし、甲が乙の負担において処分するも何等の異議申し立てしない。
3. 乙は本物件の明渡しと同時に玄関鍵の交換及び本物件内のクリーニングに係わる全ての費用等を乙の責任と負担において行う。なお、前項の作業を行う業者については、甲指定の業者とする。

第16条 (保証金の処分禁止)

乙は前第6条の保証金債権をもって賃料債務と相殺できないものとし、またこの債権を他に譲渡し、若しくは担保に提供する等の処分をしてはならない。

第17条 (保証金の返金)

甲は、賃貸借契約の期間が満了し、乙が本契約に定める明渡しその他業務を完全に履行したときは、前第6条に定める保証金20%を控除の上速やかに返還するものとする。但し、滞納賃料または損害金の未払いがある場合は、その金額を更に差引き、返還するものとする。

第18条 (本物件使用上の諸注意)

1. 本物件には引火物等危険品の持込みを禁止すると共に、ガス等の設備がある場合にはその取扱いに十分注意すること。
2. 乙は各々互援、互助の精神に徹すること。
3. 乙は本建物内の他の入居者との調和を計り、入居者間の紛争が生じぬよう努めること。
4. 乙は営業の為のサイン・ディスプレイ等を本物件外に設置する場合には、必ず甲の承諾の上、自費をもって行うこと。

第19条 (合意裁判所)

本契約に関し甲乙間に紛争が生じた場合は、本物件の管轄する裁判所を双方合意の裁判所とする。

第20条 (信義則)

本契約に定めのない事項については、不動産取引の慣行、民法、その他関係法規の規定に従い、互いに誠意をもって解決する。

第21条 (その他)

1. 本物件の駐車場その他共用スペースに関しては、各店舗の借主の共用使用とする。
2. 乙は、本建物及び駐車場等の使用に際し近隣周辺住民に対し騒音等、一切の迷惑を及ぼすことのないよう誓約し、これにより苦情が生じたときは、乙は乙の費用と責任においてこれを処理するものとする。
3. 本契約における賃料、共益費、駐車場料金その他、本契約に係わる全ての条項につき乙は口外しないこと。万一、乙の口外により甲に損害が発生した場合、全て乙の責任と負担により解決を行うこと。

この契約の成立を証するため、本書三通を作成し、甲、乙、連帯保証人各自署名捺印の上、甲乙各1通保有する。

平成15年 6 月 6 日

<賃貸人> (甲)

住 所 名張市赤目町柏原60番地

氏 名 有限会社 トレンド
代表取締役 井 上 勝 則



<賃借人> (乙)

住 所 名張市白合が丘東3番町124番地

氏 名 北川 裕 之



<連帯保証人>

住 所

氏 名

印

<仲介業者>

免許証番号 三重県知事 (10) 第516号
住 所 名張市松崎町1440番地の1
名 称 株式会社 丸 栄 建 設
代表取締役 菊 山 雄
免許年月日 平成10年12月15日



<取引主任者>

登録 番号
氏 名 [Redacted]
従事する事務所 名張市桔梗が丘2番町 [Redacted] 番地
名 称 株式会社 丸栄建設 不動産部

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職氏名	三重県議会議員 北川 裕之
支払年月日	平成27年4月10日
金額	3,518円(7,036×按分率1/2)
支払先	NTTファイナンス株式会社
支出内容	事務所電話料金
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

If the payment cannot be disbursed on that day, interest on any unpaid balance may be charged.

遅延して15日後に再度振替を依頼いたします。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分) RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2015年 4月26日発)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
0595-61-0775
4403-0481-78755

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
北川ひろゆきサポーターズ事務所 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2015年 3月ご請求分	
2015年 4月 10日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,036
金融機関名 BANK/POST OFFICE	
口座番号 ACCOUNT	

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒105-6791
港区芝浦1-2-1



20200022

支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職氏名	三重県議会議員 北川 裕之
支払年月日	平成27年4月20日
金額	50,000円(100,000×按分率1/2)
支払先	
支出内容	事務職員賃金
備考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領 収 証

平成27年 4月20日

北川 裕之 様

★	4	/	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

但 平成27年4月分給料として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



証 No.6

20200023

雇 用 契 約 書

氏 名			
現住所			
電話番号		緊急時の連絡先	

下記条件にて契約と致します。

雇用期間	27年4月1日 から 28年3月31日
就業場所	名張市鴻之台 2-58-2 トレドビル2階 北川事務所
職務内容	政務調査並びに議員活動の補佐
就業時間	午後2時 ～ 午後6時
休日	上曜日・日曜日・祝日
給与（賃金）	月給 100,000円
給与支払	10日締め切り 20日支払い
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成27年4月1日

雇用者

北川 裕 

被雇用者

